

○コンパルホール条例

昭和60年12月24日

条例第31号

(設置)

第1条 市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るためコンパルホールを設置する。

第2条 コンパルホールは、大分市府内町一丁目5番38号に置く。

(施設)

第3条 コンパルホールに、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 大分市民図書館コンパルホール分館
- (2) 女性活動室
- (3) 市民体育館
- (4) 大分市男女共同参画センター
- (5) 文化ホール
- (6) 多目的ホールその他の便益施設

2 大分市民図書館コンパルホール分館及び大分市男女共同参画センターの設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平8条例10・平22条例16・平25条例35・平29条例2・

令5条例32・一部改正)

(使用の許可)

第4条 コンパルホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第5条 使用料を徴収する施設及びその使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際（駐車場については、出庫の際）に納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、規則で定める日に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

4 設備器具の使用料は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

(平13条例37・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の許可）

第9条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用の不許可）

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、コンパルホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。

（令7条例38・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合使用者が損害を受けても、市はその責を負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したと

き。

(2) 前条各号の一に該当する理由が生じたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒み、

又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(平11条例6・一部改正)

(原状回復)

第13条 使用者は、コンパルホールの使用を終わり、又はその使用の停止を

命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者及び入場者は、建物、設備及び器具等を毀損し、又は滅失し

たときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(平22条例16・令7条例38・一部改正)

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第

3項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定する者

(以下「指定管理者」という。)に、コンパルホールの管理を行わせることができる。

(1) コンパルホールの管理を行うに当たり、平等な利用を確保することができる者であること。

(2) コンパルホールの効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により指定管理者にコンパルホールの管理を行わせる場合における第4条、第9条から第12条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び第15条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長に」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者に」とする。

3 第1項の規定による指定は、コンパルホールの管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

4 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(平22条例16・追加)

(指定等の告示)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平 22 条例 16・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、コンパルホールの管理を行わなければならない。

(平 22 条例 16・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 18 条 指定管理者は、コンパルホールの利用に関する業務その他市長が定めるコンパルホールの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(平 22 条例 16・追加)

(開館時間及び休館日)

第 19 条 コンパルホールの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平 22 条例 16・追加)

(利用料金の収受等)

第 20 条 第 15 条第 1 項の規定により指定管理者にコンパルホールの管理を行わせる場合におけるコンパルホールの利用に係る料金（以下「利用料金」

という。)については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「使用料を」とあるのは「利用料金（第20条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条から第7条までにおいて同じ。）を」と、「施設及びその使用料は、別表のとおり」とあるのは「対象となる施設は、別表のとおりとし、その利用料金は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、第15条第1項に規定する指定管理者が定める額」と、同条第2項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「当該使用料」とあるのは「当該利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者」と、「公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」とあるのは「市長の承認を得て定める基準により、利用料金」と、第7条の見出し及び同条本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とあるのは「第15条第1項に規定する指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる」とする。

(平22条例16・追加)

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平成 22 条例 16 ・旧第 15 条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 61 年規則第 6 号により昭和 61 年 6 月 7 日から施行。ただし、

第 1 条及び第 2 条の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行)

附 則 (昭和 63 年条例第 22 号)

- 1 この条例は、昭和 64 年 1 月 4 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 この条例による改正後のコンパルホール条例の規定は、施行日以後に受理した使用許可の申請に係る使用料から適用し、施行日前に受理した使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 3 年条例第 31 号) 抄

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大分市葬斎場条例、コンパルホール条例、大分文化会館条例、大分市都市公園条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市グリーンカルチャーセンター条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市営陸上競技場条例及び大分市営温水プール管理条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に受理し

た使用又は利用の許可の申請に係る使用料から適用し、施行日前に受理した使用又は利用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成５年条例第３４号）

- １ この条例は、平成６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後のコンパルホール条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理した使用許可の申請に係る使用料から適用し、施行日前に受理した使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成８年条例第１０号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成８年７月１日から施行する。

附 則（平成９年条例第８号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市グリーンカルチャーセンター条例、コンパルホール条例、大分文化会館条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市営陸上競技場条例及び大分市営温水プール管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に

係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年条例第 6 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 37 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 27 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 16 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中別表(2)駐車場使用料の部の改正規定は平成 22 年 7 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（コンパルホール条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後のコンパルホール条例別表の規定（別表(2)駐車場使用料の部の規定を除く。）は、平成 23 年 4 月 1 日以降のコンパルホールの使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成 25 年条例第 35 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 3 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 9 年条例第 2 号）

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のホルトホール大分条例、コンパルホール条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年条例第 32 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 38 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 20 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条及び第 34 条の規定並びに第 3 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 3 改正後のホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽

堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市丹生温泉施設条例、大分市関崎海星館
 条例、アートプラザ条例、大分市宮陸上競技場条例、大分市営温水プール管
 理条例（別表会議室の項の規定を除く。）及び大分市大洲総合体育館条例（別
 表役員控室の項の規定を除く。）並びに第 1 1 条の規定による改正後の大分
 市都市公園条例の規定は、第 1 項第 1 号に規定する日以後の申請その他の行
 為に係る使用料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以
 下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請その他の行為に係
 る使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

（令 7 条例 3 8 ・全改）

(1) ホール等使用料

単位 円

使用時間 区分	使用料						摘要
	9 : 0 0	1 1	1 9 : 0 0	1 1	9 : 0 0	9 : 0 0	
	0 0	3 : 0 0	8 : 0 0	0 0	3 : 0 0	0 0	
	~ 1	0 0	0 0	~ 1	0 0	~ 2	
	2 : 0 0	~ 1 7 : 0 0	~ 2 2 : 0 0	7 : 0 0	~ 2 2 : 0 0		
		0 0	0 0		0 0		

文化ホール (ホワイエ 及び楽屋付 き)	2 0, 2 8 0	3 0, 4 1 0	4 0, 5 6 0	5 0, 6 9 0	7 0, 9 8 0	9 1 1, 2 6 0	1 文化ホールをリハーサル又は 準備のため使用する場合は、左記 の使用料の 5 割に相当する額 (1 0 円未満切捨て) とする。
ホワイエ	3, 0 4 0	4, 5 7 0	6, 1 0 0	7, 6 2 0	1 0, 6 8 0	1 2 3, 7 4 0	2 使用許可時間を延長して使用 する場合は、1 時間 (3 0 分以上 は、1 時間とする。以下この項に おいて同じ。) につき、直近使用
多目的ホー ル	1 7, 7 6 0	2 6, 6 5 0	3 5, 5 3 0	4 4, 4 1 0	6 2, 1 8 0	7 9, 9 5 0	料 (使用許可の時間を 9 時から 1 2 時まで、1 3 時から 1 7 時まで 又は 1 8 時から 2 2 時までの時 間帯に区分したときに、延長使用 の時間に接する当該区分した時 間帯の使用料をいう。) の 3 割に 相当する額 (1 0 円未満切捨て) を加算する。ただし、文化ホール をリハーサル又は準備のため使 用するときは、1 時間につき、6, 0 8 0 円を加算する。

特別会議室 1		1時間につき 9 4 0	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
特別会議室 2		1時間につき 6 1 0	
茶 室	全室（立 礼席を 含む。）	1時間につき 1, 0 8 0	
	大室	1時間につき 4 2 0	
	中室	1時間につき 2 5 0	
	小室	1時間につき 2 1 0	
会 議 室	特大（1 0 0 平 方メー トル以 上）	1時間につき 1, 3 2 0	
	大（7 0 平方メ ートル 以上1	1時間につき 7 6 0	

0 0 平 方メー トル未 満)	
中 (5 0 平方メ ートル 以上 7 0 平方 メート ル未満)	1 時間につき 5 6 0
小 (5 0 平方メ ートル 未満)	1 時間につき 4 0 0
集会室	1 時間につき 1, 5 4 0
視聴覚室	1 時間につき 7 6 0
美術工芸室	1 時間につき 4 5 0
和室	1 時間につき 4 5 0

調理実習室	1時間につき	4 5 0
市民ギャラリー	1日につき	7, 5 4 0
音楽練習室	1時間につき	4 7 0
リハーサル室	1時間につき	5 6 0
楽屋1	1時間につき	4 0 0
楽屋2	1時間につき	4 0 0
楽屋3	1時間につき	5 6 0
市民プラザ	1時間につき	9 0 0

(2) 駐車場使用料

30分（屋外駐車場に係る午後10時から翌日午前8時までの駐車（以下「夜間駐車」という。）にあつては、60分）までごとに100円。ただし、最初の30分以内の駐車（夜間駐車を除く。）については、無料とする。

(3) 市民体育館使用料

単位 円

区分	単位	金額	摘要
体 専用	フロア全部の使用であ	一般	7, 1 必要体育器具の使用料を含

育 室	使用	る場合 1 時間		0 0	む。
				0 2	使用時間に 1 時間未満の端数
			高校	3,	があるとき、又はその使用時間
			生等	5 0	が 1 時間未満のときは、1 時間
		フロアの 2 分の 1 の使用である場合 1 時間		0	とする。
			一般	3,	3 一般とは、高校生等以外の者をいう。
				5 0	
				0 4	高校生等とは、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。
			高校	1,	
			生等	7 5	
		フロアの 3 分の 1 の使用である場合 1 時間		0 5	高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とする。
			一般	2,	
				4 2	
				0	
		スポーツ以外に使用する場合 1 時間	高校	1,	
			生等	2 1	
				0 6	左記の使用料により難しい場合であって市長が特に必要があると認めるときは、左記の使用料
			一般	1	
				9,	

				2 7 0	の額を基準として市長が別に定める額を使用料とする。
			高校 生等	9, 6 3 0	
個人 使用	バドミ ントン	一般 1 面 1 時間		5 7 0	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
		高校生等 1 面 1 時間		2 8 0	
	卓球	一般 1 台 1 時間		2 8 0	2 一般とは、高校生等以外の者をいう。
		高校生等 1 台 1 時間		1 4 0	3 高校生等とは、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。
					4 高校生等及び一般の者が同時に使用する場合の使用料は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合の使用料とす

					る。
		ランニングコース	一般 1 人 1 時間	7 0	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
			高校生等 1 人 1 時間	3 0	2 市民体育館の他の施設（会議室を除く。）を使用する場合にあっては、無料とする。
					3 一般とは、高校生等以外の者をいう。
					4 高校生等とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
卓球室		一般 1 台 1 時間		1 8	1 使用時間に 1 時間未満の端数
				0	があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間
		高校生等 1 台 1 時間		9 0	とする。
柔剣道	専用	フロア全部の使用である場合 1 時間	一般	9 2	2 一般とは、高校生等以外の者をいう。
	使用			0	
			高校	4 6	

場			生等	0 3	高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 卓球室及び柔剣道場（専用使用をする場合に限る。）において、高校生等及び一般の者が同時に使用する場合は、使用する人数の半数以上が高校生等である場合に限り、高校生等が使用する場合は使用料とする。
		フロアの2分の1の使用である場合 1時間	一般	4 6 0	
			高校生等	2 3 4 0	
		柔剣道以外に使用する場合 1時間	一般	3, 7 0 0	
			高校生等	1, 8 5 0	
	個人使用	一般 1人 1時間		8 0	
		高校生等 1人 1時間		4 0	
トレーニング室		一般 1人 2時間		3 6 0	1 使用時間に2時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が2時間未満のときは、2時間とする。
		高校生等 1人 2時間		1 8 0	
	回数券（11枚つづり）	一般		3, 6 0	2 一般とは、高校生等以外の者をいう。

			03	高校生等とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
		高校生等	1,800	
会議室	中	1時間	560	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
	小	1時間	400	